

第 号
平成24年6月21日

西海市長 田中 隆一 様

真樹販売株式会社
代表取締役 樋口 直介

森林施業計画変更認定請求書の提出について

このことについて、別添のとおり提出しますのでよろしくお取りはからいください。

記

1. 変更施業計画
認定番号 20-212-006
2. 変更理由
伐採計画の変更。

森林施業計画変更認定請求書

平成24年6月21日

西海市長 田中 隆一 様

住 所 長崎市浜口町5番2号
請求者 真樹販売株式会社
代表取締役 樋口 直介

別紙の変更後の森林施業計画に下記の書類を添えて森林法第12条第1項(第12条第2項)の規定による認定の請求をします。

記

- 森林施業計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林区域内に存する森林のうち皆伐による伐採をする森林の区域(風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、主伐として伐採をする森林の区域)を表示した図面
- 森林施業計画の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画書を作成した場合にあつては、その者が権限に基づき当該森林の立木を使用又は収益をする者であることを証する書面

注 意 事 項

- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 記の2は、該当しない場合はその添付を要しない。

(様式第14号)

森林施業計画認定書

認定番号 20-212-006
(変1-24)

平成24年 6月26日

真樹販売株式会社
代表取締役 樋口 直介 様

西海市長 田中 隆



森林法第11条第1項（同条第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成24年6月25日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

- (注) 1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、長崎県森林施業計画実施要領により定める。
2. 変更後の認定番号について、当該森林施業計画の変更回数と、変更年度を、(注) 1の認定番号の次に(変1-11)のように記載する。
3. 変更の場合にあっては表題の次に(変更)と記載し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

認定番号	20-212-006
認定年月日	平成20年10月31日

森林施業計画書 (変更)

〔 自 平成 20 年 12 月 1 日
至 平成 25 年 11 月 30 日 〕

変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日
平成24年 7月1日

認定請求者

住 所 長崎市浜口町5番2号
氏 名 真樹販売株式会社
代表取締役 樋口 直介

- 1 共同して森林施業計画を作成した場合にあっては(共同)と、表題の次に記載するものとする。
- 2 変更の場合にあっては、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
- 3 災害その他やむを得ない理由により、森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

注意事項

本様式では、森林保健機能増進計画に係る森林、水土保持林の長伐期林及び複層林、森林と人との共生林の特定広葉樹林及び要転換森林の基準については対応していないため、様式第10号-1にて判定する。

(様式第10号)

認定基準適否算定表

1. 森林施業計画対象森林の要件

別紙森林資源構成表のとおり

2. 植栽の要件 (共通 様式第3号-1にて各小班ごとに確認)

I 時期

伐採年度の初日から起算して2年以内

II 本数

標準的な植栽本数 (市町村森林整備計画による) × 伐採材積割合

3. 間伐の要件 (共通 様式第3号-1にて各小班ごとに確認)

(間伐対象収量比数-0.1となった場合の立木材積) × 0.9 ≤ 間伐後の材積 ≤ (間伐対象収量比数-0.1となった場合の立木材積) × 1.1

4. 資源の循環利用林に関する基準

判定基準 : $リ \leq イ \leq ヌ$ 適・否

区分		材積等
イ	計画的伐採対象森林について、計画期間中に伐採することとされている立木材積の総量	2,687
ロ	間伐材積	2,687
ハ	計画的伐採対象森林の年間成長量 × 5	1,950
ニ	計画的伐採対象森林のうち、制限林及び長期の方針において計画期間の経過後に伐採することとされている森林を除く森林であって、始期の林齢が標準伐期齢を超える森林の立木材積(m ³)の総量	0
標準伐期齢	標準伐期齢が(A)であって林齢が(A)を超える森林の面積	左記2つの積
(A)	(B)	(C) = A × B
35	0.00	0.00
40	0.00	0.00
40	0.00	0.00
20	0.00	0.00
計	0.00	0.00
(C) の計 ÷ (B) の計 =		0.00 …… (D)
ホ	(「ニ」 ÷ 「D」) × 5	0.00
ヘ	「ハ」又は「ホ」の小さい方 × 80 / 100	0.00
ト	「ハ」又は「ホ」の大きい方 × 120 / 100	2,340.00
チ	「ト」又は「ロ」の大きい方	2,687
リ	下限 「ヘ」が170割以上の場合は「ヘ」の材積、170割に満たない場合は0割	0
ヌ	上限 「チ」が1,300割以上の場合は「チ」の材積、1,300割に満たない場合は1,300割	2,687

注：間伐は標準伐期齢-5以上、主伐は標準伐期齢-5未満の森林について対象とされないこと。

0 ≤ 2,687 ≤ 2,687

適否判定 **適**

(2) 時期別伐採計画及び造林計画

(様式第3号-2)
(単位：h a、㎡)

時期	合計				資源の循環利用林				水土保全林																森林と人との共生林				備考								
	伐採計画		造林計画		伐採計画		造林計画		小計		長伐期、複層林以外の森林				長伐期施業森林				複層林施業森林				伐採計画		造林計画												
	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽	伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽		伐採立木材積	伐採面積	間伐面積	うち植栽				
																																		内間伐材積	内間伐材積	内間伐材積	内間伐材積
I	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
II	1123	1123	23	23	0	0	1123	1123	23	23			0	0	0	0	0	0	0	0																	
III	383	383	7	7	0	0	383	383	7	7			0	0	0	0	0	0	0	0																	
IV	323	323	6	6	0	0	323	323	6	6			0	0	0	0	0	0	0	0																	
V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0																	
VI	858	858	15	15	0	0	858	858	15	15			0	0	0	0	0	0	0	0																	
計	2687	2687	51	51	0	0	2687	2687	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載注意事項)

- (1)の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
- 2以上の市町村にわたるものについては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して記載する。

3 保育計画

(様式第3号-3)

保育の種類別計画 (単位：h a)

保育の種類	面積	備考
下刈り		
つる切り		
除伐		
保育間伐	1.12	
計	1.12	

(記載注意事項)

- 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
- 2以上の都道府県にわたるものについては、都道府県ごとに小計して別業とし、合計欄は、都道府県ごとに再計して合計を記載すること。
- 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。
- 計画は、団地単位で記載し集計方法は指定しない。